

大阪市立田中小学校「学校いじめ防止基本方針」

令和7年4月1日

1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童に対して、学校に在籍している当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法第2条）

2. 本校の基本方針のポイント

上記の考え方をもとに、本校では「いじめはどの学校、どの学級でも起こり得る」という認識のもと、「自尊心・向上心・自立心のある子ども」の育成のために、「田中小学校いじめ防止基本方針」を策定し取り組む。

未然防止について最優先に取り組むとともに、いじめ事案に対して早期発見・早期解決をめざす本校の基本方針のポイントとして、以下の3点をあげる。

(1)いじめの未然防止に向けた取り組み

全教職員で、「いじめを絶対に許さない」という姿勢をもっていじめ対策を推進し、いじめを許容しない雰囲気をつくる。また、自己肯定感を高め、対等で豊かな人間関係を築く取り組みを進める。

(2)いじめの早期発見・早期解決のための取り組み

いじめはどの学校、どの学級でも起こり得るという認識を全教職員がもち、些細な兆候であっても複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを認知する。また、児童や保護者から発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童を守り通すとともに、教育的配慮のもと、毅然とした態度で加害児童を指導する。

(3)家庭、地域との連携

学校のいじめ問題に対する姿勢を保護者や地域に広く知らせ、地域協働の活動を通じていじめを許さない環境を生み出す。また、いじめが起った時には、保護者・学校・地域が連携して解決にあたる。

3. いじめの未然防止に向けた取り組みについて

(1)授業改善

- ・児童が自ら気づき、進んで解決しようとする意欲をもつことができる学習指導の工夫を行う。
- ・一人ひとりの個性を共感的に理解するとともに、学習規律を全教職員で共有し、児童に学ぶ姿勢が身につくようにする。
- ・相互に活発な意見の交流が行える学習場面の工夫を行う。
- ・言語活動を充実させ、表現力や語彙力を高める指導の工夫を行う。

(2)自己肯定感を高める取り組み

- ・道徳教育、人権教育の年間指導計画に基づき、子どもの思いや願いにそった実践を行う。
- ・縦割り活動や委員会活動において、互いを理解し助け合う集団づくりをすすめるとともに、児童一人

ひとりが主体的に取り組める指導の在り方を工夫し、所属感や達成感を味わうことができるようとする。

- ・命の尊さを常に意識するために、「性に関する取り組み」を充実させる。
- ・地域の人との交流や体験活動を充実させることで、自らのよさに気づき、互いのよさを実感できる機会を増やす。また、地域とのつながりを通して自分の生き方を考える機会をもてるようとする。

(3)いじめを許さない雰囲気の醸成

- ・道徳教育、人権教育の年間指導計画に基づき、自分や他者を大切にする気持ちを育てる。
- ・児童会活動や学級活動を通して、「いじめは絶対に許されない」ということを伝えるとともに、「いじめを許さない学校・学級づくり」のための取り組みをすすめる。
- ・いじめている児童はもとより、周りで見ていたり、はやしたてたりする児童についても毅然とした態度で指導を行い、人を思いやる態度を育てる。
- ・情報モラルの指導を進めるとともに、保護者に対しても働きかけを行う。

4. いじめの早期発見・早期解決の取り組みについて

<基本方針>

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。

(1)校内の情報共有

- ・児童観察やアンケート調査結果、相談申告機能の活用により、ささいな変化でもあれば学年集団や学校全体で情報を共有化し、必要に応じて個別に聞き取りを行うなど、事実確認をする。
- ・月一回の児童支援委員会では、各学級の児童の様子を意見交換する。緊急の場合は、臨時の職員朝会等を開いて周知する。
- ・いじめ事案が発生した場合は、すぐに管理職に報告し、いじめ対策委員会で問題解決に向けて取り組み、全教職員が一致して事案に当たる。

(2)保護者・地域との連携

- ・保護者や地域との連携を大切にし、児童の変化を相互に交流する機会をもつ。

(3)関係諸機関との連携

- ・関係諸機関(教育委員会・PTA・地域民生委員・地域児童委員・警察署・こども相談センター・区子育て支援室・SSW・SCなど)との連携を図る。

5. 家庭・地域との連携について

- ・学校だよりやホームページを充実させ、情報発信・啓発を行う。
- ・学校協議会、PTA、地域活動協議会との連携を密にする。
- ・地域活動に児童が積極的に参加するように働きかけをする。
- ・地域の人材をゲストティーチャーとして招聘する。
- ・学級懇談会やプリントを通じて、インターネットやラインなどの危険性を啓発する。

6. いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 学校内の組織

(組織名) いじめ対策委員会、児童支援委員会

(構成メンバー) 校長、教頭、生活指導部、なかよし担当、人権教育主担、養護教諭

(活動内容や開催時期)

- ・月1回の定例いじめ対策委員会・児童支援委員会では、各学年の児童の様子について交流する。
- ・いじめが発生したした場合には、臨時にいじめ対策委員会を開催し協議する。
- ・定例及び臨時のいじめ対策委員会で話し合われた内容は、全教職員に報告する。

(役割)

- ・いじめの疑いに関する情報や、児童の問題行動に関する情報を共有する。
- ・いじめの疑いに係る情報があった場合には臨時のいじめ対策委員会を開催し、迅速な情報の共有、関係児童への事情聴取、指導および支援の方針の決定、保護者との連携を行う。

(2) 年間計画

(調査等)

・児童対象いじめアンケート調査 年3回(6月、10月、2月)

・アンケート結果に基づいた学級担任による児童からの聞き取り 年3回(6月、11月、2月)

(研修会)

・人権教育研修会 (2月)

・児童理解研修会 月1回

※「いじめ・いのちについて考える日」の設定(5月)

7. 重大事案への対処

「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」の場合または「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」等があった場合、学校は速やかに教育委員会に報告し、連携して調査および対応を行う。

【いじめ発見の際の流れ】

